

年金広報

2013.6.15

June

Vol.3
(通巻648号)

発行所 一般財団法人 年金福祉協会
〒105-0003 東京都港区西新橋1-10-2
TEL. 03-3501-4761 FAX. 03-3502-0086
http://kurassist.jp
E-mail : info@kurassist.jp

[contents]

3 平成25年3月末現在
国民年金保険料の納付率
厚生労働省は、平成25年3月
末現在の国民年金保険料の納
付率を取りまとめ、公表した。

平成23年度 厚生年金保険・
国民年金事業年報
厚生労働省は「平成23年度厚生
年金保険・国民年金事業年報」
を公表した。

4 ~ **5** クローズアップ
年金事務所
名古屋北年金事務所
職員たちが5つのチームに分
かれて、CS（顧客満足）の
活性化に取り組んでいる名古
屋北年金事務所を取材した。

6 ~ **7**
年金機能強化法の平成26年度実施事項
「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能
の強化等のための国民年金法等の一部を改正
する法律」のうち、「第4号施行日」が決定した。

8 ~ **9** ねんきん最前線
市区町村 VOICE
千葉県浦安市
人口が急増し住民の転出入の
多い環境のなかで、市民を親切・
丁寧な対応で支える浦安市市
民課国民年金係を取材した。

Topics

「年金振込通知書(平成25年6月定期支払分)」を 6月6日から順次発送

年金振込通知書は、金融機関
等の口座振込で年金を受け取っ
ている年金受給者に対して、毎
年6月に各支払期の年金支払額
等を通知するものである。

なお、今回の発送では、2つ
以上の年金を受けている場合に
は、封書で年金種類ごとの年金
振込通知書が送付されている。

年金額は、物価スライドと呼

ばれる仕組みによって物価が上
昇すれば増額され、物価が低下
すれば減額される仕組みが基本
となっている。平成24年の全国
消費者物価指数が前年(平成23
年)と同じで、年金額の改定の
基準であった平成23年の指数と
同じであったため、平成25年4
月の年金額の改定は行われなか
った。

平成25年度の後半となる10月
分以降として支払われる年金額
は、4月から9月までの額から
さらにマイナス1.0%の改定(特
例水準の解消)が行われること
となっている。

今年の6月に送付される年金
振込通知書では、平成25年9月
分までの各支払期(6月、8月、
10月)の年金支払額等が通知さ

●年金振込通知書(表面)

	年金振込通知書		支払予定日について	
	平成 年 月 から平成 年 月 までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みを行うこととしましたのでお知らせします(右のページの支払予定日をご参照ください)。なお、平成25年10月分(12月支払予定)から年金額が改定されます。詳しくは、裏面をご覧ください。改定後の年金額は改めてお知らせします。		年金の支払日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。平成25年度分の支払予定日は次のとおりです。 【平成25年】 ● 6月14日(4月、5月分) ● 8月15日(6月、7月分) ● 10月15日(8月、9月分) ● 12月13日(10月、11月分) 【平成26年】 ● 2月14日(12月、1月分) ● 4月15日(2月、3月分)	
年金の種類		年金		
基礎年金番号		年金コード		
受給権者氏名				
振込先				
「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料等」等の金額				
年金支払額		円		
介護保険料額		円		
所得税額および復興特別所得税額		円		
個人住民税額		円		
控除後振込額		円		
※ 年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税となります。		平成25年6月6日		
厚労省 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課		印		
大切なお知らせ ●年金振込通知書		年金から特別徴収する保険料等について		
●日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号		○日本年金機構は、市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)、個人住民税を特別徴収しています。		
●日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号		○各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から通知される(されている)通知書でご確認ください。		
●日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号		○後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)については、市区町村に申し出るにより、口座振替による支払方法に変更できます。		
●日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号		年金から特別徴収する保険料(税)額、個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所または町役場におたずねください。		
ご案内は内側にあります。 矢印の方向へゆっくりと開いてください。 (水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)				

れている。平成25年10月分以降の年金額は、12月に改めて年金額改定通知書で通知される予定である。

年金振込通知書は、平成25年6月6日(木)から8日(土)にかけて、順次発送された。

振込月が6月からとなっているのは?

平成25年度の年金の振込月が6月となっているのは、年金の支払いは後払いとなっており、

年度の最初となる4月分の支払いが6月となるためである。

- 4・5月分 → 6月支払
- 6・7月分 → 8月支払
- 8・9月分 → 10月支払
- 10・11月分 → 12月支払
- 12・1月分 → 2月支払
- 2・3月分 → 4月支払

平成25年10月支払期までの振込額のお知らせとなっているのは?

平成25年度には、平成25年10

月分から年金額の改定が行われる。つまり、平成25年12月以後の支払月の分から、4月分から9月分までの額をさらに1.0%引き下げるマイナス改定が予定されている。

したがって、平成25年12月支払期以降の振込額等について、改めて12月に年金額改定通知書および年金振込通知書が送付される予定である。

平成25年度

「わたしと年金」エッセイ募集

日本年金機構では毎年11月の「ねんきん月間」に公表するために「わたしと年金」というエッセイの募集を開始した。

○テーマ

応募者ご自身や、ご家族などの身近な方と公的年金制度との関わりについて、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ。

公的年金の大切さ、公的年金との関わり、または社会保障としての公的年金の意義などに関するエピソードを盛り込んだ内容など、何でもよい。

○応募資格

一般、学生・生徒(中学生以上)。

○応募要領

郵送または電子メールで、日本年金機構「わたしと年金」担当宛に提出する。

日本語で1,000~2,000文字以内とし、400字詰め原稿用紙の場合は3~5枚、word文書形式による場合は、原稿横書き(A4版、40字×35行)とする。

氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属(会社名、学校名等)を明記すること。

内容は未発表のものに限る。

○応募締切

2013年(平成25年)9月20日(金)、当日消印有効。

電子メールによる提出は、当日午後6時まで。

○提出先・問合せ先

〒168-8505東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 サービス推進部 サービス推進グループ

「わたしと年金」担当まで

電話:03-5344-1100

電子メールアドレス:

watashito-nenkin@nenkin.go.jp

○賞

最優秀賞「日本年金機構理事長賞」1名

優秀賞 2名

入選 若干名

受賞者には、表彰状の授与並びに記念品が贈呈される。

○発表等

日本年金機構ホームページに、最優秀賞をはじめとする優秀作品を全文掲載して発表される(11月下旬予定)。その他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等も行われる予定である。

入賞作の著作権は日本年金機構に帰属するが、内容は本人の責任となる。応募作品は返却されない。

平成25年3月末現在 国民年金保険料の納付率

厚生労働省は、平成25年3月末現在の国民年金保険料の納付率を取りまとめ、公表した。

まず、平成24年4月～平成25年2月分（現年度分）の納付率は、58.2%で、対前年同期比0.2%の増加となっている。

※平成24年度末時点の目標は、60.0%とされていた（日本年金機構平成24年度計画）。

次に、平成22年度分の過年度

2年目の納付率、すなわち、平成22年4月分～平成23年3月分の保険料のうち、平成25年3月末までに納付された月数の割合は、64.5%で、平成22年度末から5.2ポイントの増加となっている。

※平成24年度末時点の目標は、22年度末から5.5ポイントの増加とされていた（日本年金機構平成24年度計画）。

さらに、平成23年度分の過年

度1年目の納付率、すなわち、平成23年4月分～平成24年3月分の保険料のうち、平成25年3月末までに納付された月数の割合は、62.3%で、平成23年度末から3.7ポイントの増加となっている。

※平成24年度末時点の目標は、平成23年度末から4.0ポイントの増加とされていた（日本年金機構平成24年度計画）。

平成23年度 厚生年金保険・国民年金事業年報

厚生労働省は「平成23年度厚生年金保険・国民年金事業年報」を公表した。概要は以下のとおりである。

1 年金制度の概況

平成23年度末の国民年金制度の被保険者総数は6,673万人で、老齢基礎年金等の受給権者数は2,864万人となっており、公的年金制度全体での年金扶養比率は2.33となっている。

また、被用者年金制度の状況についてみると、被用者年金制度の加入者（適用者）総数は3,892万人で、老齢（退職）年金受給権者数は1,760万人となっており、年金扶養比率は2.21となっている。

2 加入者数

次に、加入者数を見てみると、平成23年度末の公的年金制度の加入者総数は6,775万人であり、総人口1億2,757万人の53.1%を占めている。また、制度別に見ると、第1号被保険者

数1,904万人（対前年度末34万人減）、厚生年金保険被保険者数3,451万人（同10万人増）、共済組合の組合員数および加入者数441万人（同1万人減）、第3号被保険者数978万人（同27万人減）となっている。

3 受給者数

平成23年度末における公的年金の受給者数は、延人数で6,384万人で、前年度末に比べて196万人の増加となっている。厚生年金保険（旧農林共済を除く）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は4,618万人であり、前年度末に比べて92万人の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実年金受給権者数は、3,867万人（他の公的年金の受給権を持たない老齢福祉年金受給権者を含む）となっており、前年度末に比べて71万人増加している。

平成23年度末における公的年

金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金が4,276万人と最も多く、次いで通算老齢年金が1,293万人、遺族年金が594万人、障害年金が217万人、通算遺族年金が5万人となっている。

平成23年度末における老齢年金受給者数の増減を制度別に見ると、国民年金が85万人（3.3%）、厚生年金保険が43万人（3.2%）、共済組合が7万人（2.6%）の増加に対し、福祉年金は2千人（38.4%）の減少となっている。

4 年金額

平成23年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別ごとに見ると、老齢年金が41兆円と年金総額の約8割を占めて最も多い。次いで、遺族年金が6兆5千億円、通算老齢年金が2兆8千億円、障害年金が1兆9千億円となっている。

平成23年度末における公的年金受給者の年金総額は52兆2千億円であり、前年度末と比べると1兆1千億円増加している。



【クローズアップ年金事務所】

職員が力を発揮できる職場をつくり 顧客満足度アップに努める

名古屋北年金事務所(愛知県)

名古屋北年金事務所は、名古屋市のシンボル・名古屋城から車で10分程度の場所にある。管轄エリアは名古屋市北区、春日井市、小牧市。職員たちは5つのチームに分かれてCS(顧客満足)の活性化に取り組んでおり、最近では利用客から職員の接遇を評価する投書も増えているという。民間出身の杉田所長は、企業での総務人事の経験を生かし、職員が働きやすい職場づくりをめざしている。

めざすは効率良く 質の良い窓口相談

名古屋北年金事務所は名古屋市北区、春日井市、小牧市(合計人口約13万人)を管轄する。

職員数は現在54名。うち、正規職員は26名、准職員は8名、特定業務契約職員は18名、アシスタント2名だ。

杉田多生所長は民間出身で、日本年金機構が発足した平成22年に採用され、最初に山口年金事務所(山口県)に副所長として赴任。24年4月に名古屋北年金事務所の所長の任に就いた。



企業では長い間、総務人事に携わっていた。業績不振のなか、常務執行役員の立場として会社改善計画を執行。雇用調整助成金について調べていたときに厚生労働省のホームページで機構の職員募集の案内を見つけて応募したという。「私自身も会社でやることはすべてやったという感覚があり、新しいことに取り組んでみたいと思ったんです」。

また、自身も社会保険労務士の資格を持っていたため、年金

問題には以前から関心があった。年金記録問題で社会保険庁職員のあり方がマスコミ等で大きく問われたときも、「問題の原因は、職員一人ひとりよりも組織のあり方にあるのではないか」と、総務人事経験者としての視点も交えて感じていた。実際、機構に入ってまず思ったのは、職員はまじめで優秀だということだ。

「もちろん機構発足の最初の年は、経験ある職員の間にも組織改編による混乱がありました。2年目には落ちつきを見せ、3年目には基幹業務が行えるかたちになったと思います」。

その後、山口から名古屋に移ったわけだが、現在感じているのは、やはり名古屋は大都市だということ。相談や問い合わせの件数も多く、一日の相談は平均で約100件になる。一方、お客様相談室の職員数は現在15名で、うち正規職員が6名、准職員1名、特定業務契約職員8名。今後の課題の一つは、来所者の待ち時間を減らすことだ。

「相談室の回転のスピードを上げていかなければと思っていますが、その一方で質は落とすてはならない。その両方をいかに実現するかが課題です」。

地域年金展開事業では PRに力を入れる

一方、厚生年金の状況について見ると、名古屋北年金事務所の管轄エリアは適用事業所数が7,800件と多く、被保険者数は約133万人にのぼる。不景気を反映し、各地の年金事務所では厚生年金保険料の徴収に苦勞している話も聞くが、名古屋北年金事務所では徴収率は良いという。

「事業者からの徴収で大事なものは、杓子定規に取り立てるのではなく、事業者から『何に困っているのか』を話してもらえるようにアプローチすることです。その上で、いくらぐらいならまず払えるのかを引き出し、徴収につなげていく。つまり、人づきあいというものが徴収業務のいちばんの基本だと思います」と話すのは**宮地孝次副所長**だ。

宮地副所長は旧社会保険庁時代の採用。岐阜県的美濃加茂年金事務所の徴収課長、富山県の高岡年金事務所の副所長を経て、今年4月より名古屋北年金事務所に勤務して



いる。

副所長の任務の一つに、地域年金展開事業をどう進めていくかがある。前任地で効果があった取り組みは名古屋北でも実践していきたい考えた。たとえば、ねんきんネットのアクセスキーに関するPRもその一つ。

「『アクセスキーの申請をいつでも受け付けますよ』と1回ではなく何回もPRしていくことが大事だと、高岡時代の経験を踏まえて感じています。またアクセスキーは受け付けたその日に作ってその日に発送し、3日目くらいには届くというスピードでやらないと、年金事務所で行うことにした意味がない。件数が多く見込まれる名古屋北のエリアでも、できるだけそうしていきたいですね」。

ちなみに宮地副所長は多治見社会保険事務所の国民年金課長時代に、地元のFMコミュニティで年金制度をわかりやすく伝えるラジオ番組を企画し、自らパーソナリティとなり解説していたのだとか。「どんな商品も、内容を知ってもらわなければお金を払って買ってもらえない。それと同様に、年金保険料を払ってもらうにも、まず制度をよく知ってもらうことが必要だと考えます」。

季節感を持って 国民年金徴収率をアップ

国民年金課の職員数は14人。うち正規職員が5人、准職員3人、特定業務契約職員5人、アシスタント1人だ。

真田清司国民年金課長は旧社保庁時代の採用。平成23年7月に名古屋北年金事務所に移った。



同事務所管内の国民年金保険

料の納付率は、平成23年度は一時落ち込んだが、平成24年度には改善。納付率改善の背景には、特別催告状を送った結果、免除者が増えたということがある。

納付率を上げるためにまず心がけているのは、「季節感を持って動くこと」と真田国民年金課長はいう。

たとえば、3月の卒業シーズン。学生納付特例を受けている学生が4月以降も学生なのか、または就職するのか、あるいは第1号被保険者として保険料を納める必要があるのか、それとも免除に該当するのかは、年金事務所では把握できない。保険料を納められない人が未納期間をつくらないためには、学生納付特例の継続や保険料免除の申請を、4～6月に届けてもらう必要があるわけである。

住民票を実家に置いたまま遠方の大学等に通う学生も多いので、実家に帰省することが多い年末年始に実家に納付書を送るなどの対策も行っている。

また、日々寄せられる問い合わせについては、言い間違いや言い漏らしをしないように気をつけてもいる。「後で『これを言えばよかった』と思って電話をしても留守だったり、折り返し電話をお願いしても今度は職員が不在だったり、タイミングが合わない。後で『あっ』と思うことは、最初のときの何倍もの時間がかかるので注意しています」。

“NGYK55”で チームごとにCS向上

名古屋北年金事務所では、以前からCS（顧客満足）の向上にも力を入れている。が、その手法がなんともユニークだ。

アイドルグループのAKB48をもじって、NGYK55と称し、職員がチームN、チームG、チームY、

チームK、チーム55の5つのチームごとに目標を立ててCS向上をめざしているというのだ。ちなみに、NGYK55の名前は「NaGoYa Kita・55人」から来ている。55人というのは、チーム発足当時の全職員数である。

全職員がこのような改善活動に取り組む事務所は機構内でも珍しく、表彰されたこともあるという。しかも、各チームのメンバーは各課の垣根を取り払って構成されている。

「縦軸に各課があり、横軸にチームがあるということ。だから職員自体も他課と話をしやすいし、全体的に職員同士の仲が良い職場だと思います。この取り組みはますます発展させたいですね」(杉田所長)。

職員同士の仲が良いと、相談者への接し方も変わってくる。昨年9月ごろから、来訪者の声を集める意見箱を1か所から4か所に増やしたところ、職員の接遇を評価する意見が、かつては半年間で2件程度しかなかったのが、昨年の下期は23件にも増え、ブロック本部からも注目された。「相談窓口担当の職員は全員お褒めの言葉をいただいております。意見箱を増やしたからだけでなく、やはりこれまで職員たちがCS向上活動に努力してきたことの表れでしょう」(杉田所長)。

今後の大きな目標は、職員が力を発揮しやすい環境をつくることだと、杉田所長は考えている。

「どんな組織でも、働きやすい環境さえつくれば、上司があれこれいわなくても職員はうまくやってくれるもの。当事務所の職員たちはもともと優秀なので、さらに活躍を見せてくれるものと期待しています」(杉田所長)。

年金機能強化法の平成26年度実施事項

5月10日に公布された政令（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令、平成25年政令第136号）によって、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号）のうち、「第4号施行日」とされていた改正事項の施行日が平成26年4月1日からとなることが確実になった。

この「第4号施行日」とされていた改正事項は以下のとおりである。

産休期間中の厚生年金保険の保険料免除等

次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した厚生年金保険の被保険者に対して、育児休業の場合と同様の配慮措置が講じられる。

まず、産前産後休業期間、つまり産前6週間（多胎妊娠の場合14週間）および産後8週間のうち被保険者が労務に従事しなかった期間においては、厚生年金保険の保険料（事業主負担分と被保険者負担分）の徴収が免除される。

また、産前産後休業を終了した後に育児等を理由に報酬が低下した場合には、定時決定まで保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3か月間の報酬月額をもとに標準報酬月額が改定される。

繰下げ支給の取扱いの見直し

70歳に達した後に繰下げ支給の申出を行った場合には、年金額は70歳の時点で申出を行った場合と変わらないにもかかわらず、申出のあった月の翌月以降の年金しか支払われないことになっている。

今回の改正により、70歳に達した後に繰下げ支給の申出を行った場合でも、繰下げの申出を行うまでの期間の給付が行われる。この取扱いは、老齢基礎年金および老齢厚生年金のいずれの繰下げ支給の場合にも適用される。

国年任意加入被保険者の保険料未納期間の合算対象期間への算入

昭和61年4月前の基礎年金制度導入前のサラリーマンの妻や昭和61年4月以後の基礎年金制度導入後の海外在住者などの国民年金の任意加入被保険者が、その保険料を納付しなかった期間（任意加入未納期間）については、改正後は、任意加入を行わなかった期間と同様に、合算対象期間として取り扱われることになる。

障害年金の額改定請求に係る待期間の一部緩和

障害年金の受給者は、障害の程度が増進した場合には障害年金額の改定請求を行うことができるが、この改定請求を行う場

合、1年間の待期間が設けられている。今回の改正により、障害の程度が増進したことが明らかに確認できる場合には、待期間を要しないこととされる。

特別支給の老齢厚生年金の障害特例の取扱いの改善

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢に達していて、3級以上の障害等級に該当している場合には、本人からの請求により請求の翌月から特別支給の老齢厚生年金の定額部分が支給されることになっている（障害特例）。

今回の改正により、障害年金の受給者については、本人からの請求時点ではなく、障害状態にあると判断されるときに遡って障害特例による特別支給の老齢厚生年金の支給が行われることになる。この場合、特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢以前から障害状態にある場合には、支給開始年齢に遡って障害特例による支給が行われることになる。

未支給年金の請求範囲の拡大

年金受給者が死亡した場合には、死亡した月の分の年金については、その受給者と生計同一関係にある2親等以内の親族に限り、その親族が未支給年金として支給の請求をすることができる。

この未支給年金を請求できる

親族の範囲が、改正後は生計同一関係にある3親等以内の親族(甥、姪、子の配偶者等)にまで拡大される。

免除期間に係る 保険料の取扱いの改善

現行では、国民年金の保険料を前納した後に保険料の免除に該当した場合には、免除に該当した日前に納付された前納保険料のうち免除に該当した月以後の月分の保険料は還付されない。改正後は、この保険料についても還付が可能とされる。

また、現行では、遡及して法定免除となった場合には、法定免除となった期間の分として免除該当後に納付されていた保険料は必ず還付される取扱いとされている。改正後は、本人が特に希望する場合には、保険料が納付された法定免除期間を保険料納付済期間として取り扱えるようになる。

障害基礎年金の受給者となったときなどのように法定免除に該当する場合には、障害が軽快したときには障害基礎年金が支給停止され、老齢基礎年金を受給することとなるため、保険料の納付を希望する人もいる。そこで、将来の年金権を確保するために、特に希望する人については、法定免除に該当した後に保険料を納付することあるいは前納することが可能となる。

保険料免除に係る 遡及期間の見直し

保険料免除の遡及期間については、直近の7月まで遡ることとなっているが、改正後は、保険料の徴収権について消滅時効が成立していない過去2年分まで、遡及して免除を行うことができるようになる。

また、保険料負担能力がなかったことが確認できる場合であっても免除にならず、資力のない人は未納となっていた期間について、改正後は、その保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年(または前々年)の所得により免除の審査が行われることになる。

学生納付特例制度および若年者納付猶予制度についても同様に扱われる。

付加保険料の納付期間の延長

付加年金は、国民年金制度における上乘せ年金であって、任意加入となっている。この付加年金の付加保険料は、通常の国民年金保険料と異なり、翌月末日が納期限日となっており、この納期限日までに保険料を納付しなかった場合は、加入を辞退したものとみなされ、その後は納付することができなくなる。

付加保険料の納付は、実際に

は国民年金の保険料と一体的に行われることが多いことに鑑み、付加保険料についても、国民年金保険料と同様に、過去2年分まで納付できるようになる。

所在不明高齢者に係る 届出の義務化

現在、年金受給権者が所在不明となった場合、同居の世帯員等には届出義務が課されていない。近年では、年金受給者の所在が明らかでないにもかかわらず、年金が支給され続けている事例が問題となっている。このため、同居の親族等から所在不明である旨の届出を義務化して、年金の支給が一時差し止められることになる。

具体的には、所在不明の届出があった場合には、受給権者本人に対し生存を確認できる書類の提出を求めたうえで、その提出がない場合には、年金の支給が一時差し止められる。

届出が行われない場合に対する取組みとして、現在、日本年金機構の職員が、後期高齢者医療制度の利用情報を活用して、一定期間にわたって利用実績のない人を対象に訪問調査を行っています。今後は、後期高齢者医療制度の対象とならない人については、一定期間おきに生存確認の届出の提出を求めるなど、過払いを防止する取組みを検討します。

国民年金保険料の

2年前納制度(口座振替)の導入

国民年金には、保険料をまとめて前払いすると割り引きされる前納制度がある。保険料の前納では、前納する期間が長いほど割引額が大きくなるが、現在

は口座振替で前納できる期間が最長で1年間となっており、割引額は年3,780円(平成25年度)である。

厚生労働省では、国民年金保

険料を納付しやすい環境整備のため、平成26年4月末の口座振替分から、割引額がより大きくなる2年前納(口座振替)を導入することとなった。

2年前納の保険料額は、平成26年2月の告示によって確定する予定である。

相談には親切・丁寧に対応 必要な情報を納得いくまで説明

浦安市といえば、東京ディズニーリゾートをまず思い浮かべる人が多いだろう。東京のベッドタウンとして人口は急増し、現在約16万2000人。市の総面積の4分の3が埋め立て地であり、東日本大震災では液状化による被害を受けた被災地でもある。住民の転入が多く、市では日曜日も開庁して国民年金業務（加入・免除申請等）を含めた窓口サービスを実施。相談に来た市民に対しては、親切・丁寧に対応し、必要な情報やアドバイスは相手が納得いくまで説明するように心がけている。



日曜日も一部開帳 年金の手続きも受付

浦安市は、地理的には東京・江戸川区に隣接する。1964年からは海面埋め立て事業が始まり、旧「浦安町」から「浦安市」に移行したのは今から32年前の1981年。その2年後に東京ディズニーランドがオープンした。

埋め立て事業とともに宅地開発も進み、人口は一気に増加。当初6万人だった人口は、現在約16万2000人に達している。

「毎年数万人のペースで急激に人口が増えていったわけですから、そのスピードに行政が追いついていくのは大変でした。保育園や小・中学校をどんどんつくらなければいけない時代もあったのです」と、市民課の鈴木保彦課長は説明する。東日本大震災では液状化により、市制施行以来初めて人口が減ったが、現在はまた戻ってきている。

浦安市の市民課国民年金係の職員は、正職員が5名、臨時職員が2名で、臨時職員の1名は日曜日専門の職員。そう、浦安市は日曜日も開庁しているのだ。もちろん全庁がオープンしているわけではなく、住民票異動、母子手帳交付、保育園・小

中学校の入園・転入手続きなどの窓口サービスに限っている。国民年金業務についても、給付の相談は日本年金機構が休みなので行っていないが、加入や免除申請は受け付けている。

「浦安市は転入が多いんです。日曜日に開庁すれば、日曜日に引っ越してきた人はその日のうちに転入や転校はもちろん、国民年金の異動手続きもできるわけです」（鈴木課長）。

浦安市のもう一つの特徴は、会社勤めの世帯が多く、第1号被保険者の割合が低いこと。2012年度は2万人を切る見込みだ。一方、高齢化に伴い給付は伸びている。

相談者は手ぶらで返さない 必ず“お土産”をつけて

窓口に来る相談や問い合わせで多いのは、本来は年金事務所に聞く内容だ。それでも浦安市職員は、「それは年金事務所に聞いてください」と単純に言うのではなく、できるだけその場で説明するよう心がけている。

「よく職員で話しているのは、『どんな相談が来ても、親切丁寧に対応しよう』『手ぶらでは返さないようにしましょう。必ずお土産をつけて帰っていただこ

う』ということです。お土産とはもちろん、相談に来られた方にとって必要な情報や知識・アドバイスのことですね。それらをご本人が納得するまで説明するように心がけています」（市民課・醍醐俊治課長補佐）。

機構になってから、各地の市町村からは「機構からの情報がなかなか下りてこない」などの指摘も上がっているが、市民に適切なサービス・情報を提供するには、機構と市町村が強く連携し、情報連絡のやり取りをスムーズにできるようにすることが不可欠。浦安市では、市民からの問い合わせ等でわからないことがあったら、すぐに年金事務所や事務センターに聞き、たとえその場でただちに回答できない・わからない内容だったとしても、納得できるまで聞くようにしている。

「機構に聞くのと並行して自分でも調べるようにしています。年金がもらえるかどうかは、人の人生がかかっていることだけに手は抜けません」（国民年金係の佐藤悦子さん）。

佐藤さんも、鈴木課長も醍醐課長補佐も、みな浦安市出身。

「浦安に生まれ育ち、兄弟姉妹も浦安に住んでいる。狭い地

域だから、道を歩いていけば顔見知りにもよく会います。だから後ろ指を指されるような仕事は絶対にできない、市民にきちんとサービスを提供しなければと思います」(佐藤さん)。

障害年金の相談には 知識・経験が求められる

近年多い相談は、障害年金に関するもの、特に精神面の障害を持つ人からの相談だ。なかでも、20歳前障害基礎年金を受給しようとする人の場合、20歳になるまでどの医療機関も受診していない人もいて、医師の診断証明書を取るのが難しいケースが多い。一方、最初に受診したのはもうずっと昔で、その医療機関も遠方にあり、調べてみたらもう存在していなかったということもある。療育センターに通っていたかなど、過去20年間の生育履歴を調べて、日本年金機構に出す書類をすべて整えるまでに時間がかかり、1ケースについて何回も調べることもある。

「年金制度のほかに福祉や医療などさまざまな知識が必要とされますし、病名についても、いまは発達障害やアスペルガーなどいろいろあってわかりにくいことが多い。その一方、国民年金係の職員はどこの市町村でも専門職ではなく一般事務職で、数年ごとに異動もするので、どこまでケースワークができるかが難しいですね。いまは、新しく異動してきた職員には、徐々に経験を積んでもらいながら知識も伝えていくという状態です」(佐藤さん)。

精神面の障害を持っている人に対しては、受け答えの仕方にも慎重にならなければならない。冗談一つも、それがどう受け取られるかわからないので言えない。「見えないものが見えて、聞こえないことが聞こえる」とい

う人がいても、それをうかつに否定すると大変なことになってしまう。その意味では、自分が発した言葉一つで相手がどうなるかわからないので、「こわい」と思うこともある。

障害年金を申請して却下された人に対する対応にも苦慮する。

『「なぜ給付が受けられないのか』と直接市役所に来られても、給付の決定はあくまで機構が行うので私たち市町村は答える立場にありません。もし、却下されたことで相手の方が混乱されて、何か事件や事故などに発展したらどうしようかという心配もあります。私たちは医療や福祉の専門職ではないうえに、給付に関する権限はないという意味でも、やはり対応には困難を感じますね」(佐藤さん)。

それでも、「この方はどうしても障害年金を受給されないと経済的自立はあり得ない」と思われる人がいて、市職員が過去20年間の成育歴を調べに調べ上げた結果、ようやく受給が認められたときは、「よかった」と思う。後で相談者の身内がわざわざお礼に来てくれることもある。

若者の将来不安をめぐり 広報・周知が必要

このほか、最近気になるのは、「年金を払いませぬ」「加入しません」と言う人がいることだ。若者のなかにもそういう人は多い。「国民年金制度は任意では

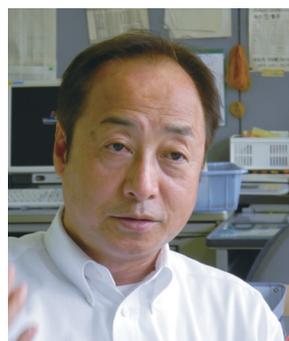
なく強制加入で義務だということや、社会保障関連の制度がどうなっているのかということなどは、やはり成人になるまでに知っておかねばいけないことではないかと思います」(佐藤さん)。

市内で何らかのイベント等がある際に、年金に関する案内などを配ればいいのだが、年金関連の広報物の作成経費は市の交付金対象から除外されているため、今では配られていない。浦安市では成人式を東京ディズニーリゾートで行っていることで有名だが、その成人式で年金に関する案内を市が配ることもかつてはあったが現在は無い。

「特に今の若者は将来に不安があり、マスコミの影響もあって、『年金なんか、長期間払ってもらえない』と思っている。『生活保護があるから、年金を払う必要はない』なんて言う方もいます。そこをきちんと説明して『年金は将来もらえるものですよ』と理解してもらう必要があります。公的年金は、民間の保険に比べて、半分は国庫負担だし、免除制度もある。障害になってももらえる。すごく有利な制度なわけですからね」(醍醐課長補佐)。

しかし、そう市が説明してもなおも理解しない人はいて、やはりマスコミの影響は大きい。

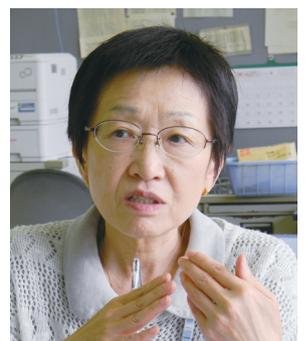
「マスコミにももう少し年金制度を否定的にではなく、必要なものなんだとアピールしてほしいですね」(佐藤さん)。



鈴木保彦課長



醍醐俊治課長補佐



佐藤悦子さん